

危険な体質を堅持しつつ、組織防衛を図るオウム真理教

依然として麻原の影響下にある団体

いわゆるオウム真理教（団体）は、地下鉄サリン事件（平成7年〈1995年〉3月）等の首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を明示的に強調する「Aleph」、^{アレフ}「Aleph」と一定の距離を置きつつも麻原への絶対的帰依を堅持しながら活動する「山田らの集団」（注）（以上、主流派）及び観察処分を免れるため麻原の影響力の払拭を装う「ひかりの輪」（代表者・上祐史浩、上祐派）を中心に活動を継続している。

主流派は麻原の肖像写真を施設内の祭壇等に掲示し、上祐派は麻原を投影した仏画を施設内に掲示するなど、いずれも麻原の影響下にある実態に変化は見られない。そして、主流派の出家した構成員の大半及び上祐派の出家した構成員全員が地下鉄サリン事件以前からの構成員であり、殺人を勧める内容を含む危険な「教義」や、地下鉄サリン事件などの計画・準備を組織的かつ秘密裏に行うことを可能にした上命下服の閉鎖社会を保持し続けているなど、現在も危険な体質を堅持している。

なお、団体の構成員数については、近年大きな変化は見られず、令和4年（2022年）においても、国内で約1,650人を維持している。

（注）「山田らの集団」については、自ら固有の名称を用いていないため、幹部構成員の氏名を踏まえて呼称した。



（当庁作成）

観察処分への抵抗を強める団体

団体は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（団体規制法）に基づき、組織や活動の現状について、3か月ごとに公安調査庁長官に報告することが義務付けられているが、主流派・上祐派ともに、報告すべき事項を報告しなかったり、報告内容が不正確であったりするといった問題が認められた。

特に、令和3年（2021年）において、「Aleph」は、5月以降、報告すべき事項を一切報告せず、是正指導にも応じなかったことから、公安調査庁長官は、10月25日、団体規制法に基づき、「Aleph」に対する再発防止処分を公安審査委員会に請求した。その後、「Aleph」が報告を行ったことを受け、公安調査庁は、

令和3年（2021年）11月19日、同請求を撤回した。しかし、「Aleph」は、依然として報告すべき事項の一部を報告せず、さらに、報告しないことを正当化する主張を繰り返している（P.73「COLUMN：再発防止処分請求撤回後の『Aleph』の現状等」）。

団体規制法に基づく立入検査に際しては、令和4年（2022年）中も、主流派・上祐派のいずれの構成員も、検査官の質問を無視したり、「質問には答えない」、「答える義務はない」、「見てのとおり」と応じたりするなど、従前同様に非協力姿勢を示した。特に、「Aleph」は、検査の着手に際し、検査官がインターホンを押すだけでなく、拡声器を使用するなどして実施の告知をしているにもかかわらず、これに速やかに応答せず、応答後も施設入口を直ちに開扉せずに検査の開始を遅延させるといった対応に徹した。また、検査中も、複数のビデオカメラを使用して、検査官の容貌を含め、検査の状況を終始撮影し続けて検査官をけん制したり、「ここは神聖な場所なので一般の人に入ってほしくない」などと主張して検査行為に抵抗したりするなど、非協力姿勢が顕著であった。

こうした抵抗があったものの、公安調査庁は、立入検査を適正かつ厳格に実施し、主流派・上祐派ともに麻原の影響下にある実態等を確認した。



立入検査（7月、愛知）



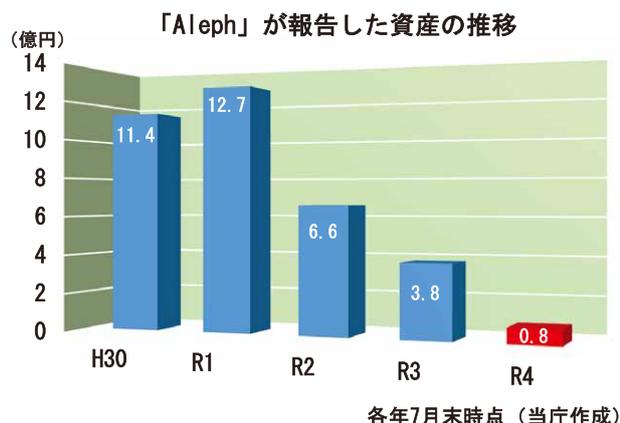
立入検査（2月、宮城）

再発防止処分請求撤回後の「Aleph」の現状等

アレフ
「Aleph」は、公安調査庁による再発防止処分の請求撤回（令和3年〈2021年〉11月）後も、報告自体は行うものの、報告すべき事項の一部を報告せず（一部不報告）、公安調査庁からの度重なる是正指導にも応じないなど、敵対姿勢が顕著である。

「Aleph」が報告していない事項としては、構成員の氏名・住所の一部、活動の用に供されている土地・建物の一部、資産の大半等が挙げられる。

特に、実質的に「Aleph」が経営する複数の収益事業（出家した構成員が、在家の構成員に対する指導や物品販売等を行うなどの活動に従事している「Aleph」と一体の事業）の資産等について、「Aleph」は、「これらの収益事業は『Aleph』と無関係であり、法的義務として報告することはできない」旨の一部不報告を正当化する一方的な主張を繰り返し、報告を行っていない。さらに、令和2年（2020年）2月以降、これらの収益事業の資産等について報告しなくなっただけでなく、その後も、「Aleph」の資産として報告していたものを順次これらの収益事業へ移転させるなどした結果、令和元年（2019年）に約13億円にまで達していた「Aleph」が報告した資産は、令和4年（2022年）7月末現在、約7,500万円にまで減少している（上図）。



この動きの背景として、「Aleph」には、資産を把握されたくないといった思惑に加え、地下鉄サリン事件等の被害者・遺族への支援活動等を行うことを目的として設立された「オウム真理教犯罪被害者支援機構」に対し、約10億円に上る損害賠償債務を負っている（令和2年〈2020年〉11月判決確定）にもかかわらず、現在、その支払を全く行っていないことから、支払から逃れるための“資産隠し”の意図があるものと思われる。

公安調査庁としては、引き続き、「Aleph」に対し、一部不報告については是正指導を行うとともに、報告が是正されない場合には、一部不報告を理由とする新たな再発防止処分の請求を視野に、適切に対処する所存である。

立入検査実施施設

(令和4年〈2022年〉1月から11月実施分)

凡例

| 施設名 | 検査実施日 |
|-----|-------|
|-----|-------|

埼玉県

| | |
|---------|------|
| 大宮施設 | 1/6 |
| 北越谷施設 | 6/15 |
| 八潮大瀬施設 | 9/6 |
| 八潮伊勢野施設 | 9/6 |

石川県

| | |
|------|------|
| 金沢施設 | 6/18 |
|------|------|

滋賀県

| | |
|--------|------|
| 甲賀信楽施設 | 4/21 |
| 水口施設 | 4/21 |

京都府

| | |
|------|------|
| 京都施設 | 1/18 |
|------|------|

大阪府

| | |
|-------|-------------|
| 生野施設 | 2/9 11/8 |
| 東大阪施設 | 2/25 |

北海道

| | |
|--------|---------------|
| 札幌施設 | 10/19 |
| 札幌白石施設 | 5/19 10/19 |

宮城県

| | |
|------|-----|
| 仙台施設 | 2/2 |
|------|-----|

茨城県

| | |
|------|-----|
| 水戸施設 | 1/9 |
|------|-----|

千葉県

| | |
|------|-------|
| 野田施設 | 10/11 |
|------|-------|

東京都

| | |
|--------|-------------|
| 足立入谷施設 | 1/26 8/5 |
| 武蔵野施設 | 3/6 |
| 新保木間施設 | 4/14 |
| 西荻施設 | 8/24 |
| 南烏山施設 | 8/31 |
| 保木間施設 | 11/1 |

神奈川県

| | |
|------|-------|
| 横浜施設 | 11/16 |
|------|-------|

徳島県

| | |
|------|------|
| 徳島施設 | 1/19 |
|------|------|

福岡県

| | |
|------|------|
| 福岡施設 | 10/5 |
|------|------|

愛知県

| | |
|-------|------|
| 岩倉施設 | 5/31 |
| 名古屋施設 | 7/27 |

長野県

| | |
|------|---------------|
| 小諸施設 | 2/17 10/25 |
|------|---------------|

麻原に対する絶対的帰依を扶植する指導を徹底する「Aleph」

「Aleph」は、これまでと同様に施設内の祭壇に麻原の肖像写真を掲示し続けているほか、在家の構成員を各地の施設に集めて指導するなどして、麻原に対する絶対的帰依の扶植に力を注いだ。

在家の構成員に対する指導の一環である年3回の「集中セミナー」(1月、5月、9月)では、令和3年(2021年)同様、新型コロナウイルス感染症対策を理由として、大規模施設に全国の参加者を集める形での開催は断念し、各地の施設ごとに分散する形で開催した。同セミナーでは、施設内だけでなく、在家の構成員宅においても修行を行えるように、ウェブ会議システム等を利用し、麻原の発言を収録した映像や、麻原を称賛する幹部構成員の発言を配信するなどして指導した。また、麻原の誕生日を祝う「生誕祭」(3月)では、構成員に麻原の映像を視聴させるなどしたほか、7月6日の麻原の命日を「殉教の日」などと位置付け、礼拝を目的とした儀式を開催するなど、麻原に対する絶対的帰依を扶植するための指導を徹底した。

なお、かつて麻原が後継者に指名した麻原の二男について、幹部構成員らが、イベント



西荻施設の立入検査で確認した祭壇(8月)

等において、後継者としての“正当性”や“偉大性”を繰り返し強調したり、在家の構成員に対し、二男の復帰を願うよう指導したりしたほか、二男の誕生日を祝う「生誕祭」(3月)を開催するなどして、二男の団体活動への復帰に向けた気運の醸成が図られているが、その実現につながる具体的な動きまでは見られなかった。

また、「Aleph」は、令和4年(2022年)中も、特に若い世代の新規構成員の獲得に向けた勧誘活動を全国で組織的に展開した(☞P.77「COLUMN:『Aleph』が展開する勧誘活動の実態」)。

「Aleph」に教化される未成年者たち

「Aleph」の施設では、日常的に、在家の構成員である親に連れられて、各種イベントに参加するなどしている未就学児や小学生が見られる。また、一人で頻りに施設に通い、成人の構成員と同様に修行に取り組んでいる十代の未成年者もいる。

「Aleph」は、これらの未成年者に対して、



京都施設の立入検査で確認した未成年者向けの教材(1月)

麻原の教えや修行の重要性を題材とするイラストを多用した“未成年者向けの教材”を用いるなどして、幼少の頃から、麻原の説く教えの刷り込みを図っている。これにより、未成

年者が麻原の説く教えを正しいものと信じ込むことで、社会との対立や摩擦を引き起こしたり、社会から孤立したりするおそれもあり、注視が必要である。

“麻原絶対”を堅持して活動する「山田らの集団」

「Aleph」と一定の距離を置いて活動する「山田らの集団」は、「Aleph」に比して組織規模は小さいものの、「Aleph」と同様、施設内に麻原の肖像写真や、麻原に対する帰依を求める文言を記した文書を掲示したり、麻原の発言を収録した教材を多数保管したりするなど、麻原に対する絶対的な帰依を堅持する活動を継続した。

なお、「山田らの集団」の幹部構成員が、国を相手取り、「山田らの集団」に対する6回目の観察処分期間更新決定（平成30年〈2018年〉1月）の取消し等を求めて提起した訴訟において、第一審の東京地方裁判所、控訴審の東京高等裁判所ともに、その請求を退けていたところ、上告審の最高裁判所も、上告を棄却するなどしたことから、同幹部構成員の敗訴が確定した（5月）。



金沢施設の立入検査で確認した祭壇（6月）

「Aleph」が展開する勧誘活動の実態

アレフ
「Aleph」は、団体名を秘匿して、特に若い世代を対象とした勧誘活動を全国で組織的に展開している。

第1段階

偽装サークルから勉強会に誘導

- 団体名を秘匿したまま、サークル仲間やイベント参加者を募集するウェブサイト上において、「**ヨガ、心理学、メンタルヘルス等が学べる**」などと宣伝する。
- **募集の対象を主に30歳以下に設定し、オウム真理教に関する知識の少ない若い世代を主な勧誘対象**にしている。
- 応募又は問合せをしてきた者に対して、ウェブ会議システムなどを通じて説明会を行い、勉強会に参加するよう促す。

<無料>メンタルヘルス講座★

会場 ●●市内のカフェ

対象 18歳～30歳

メンバー募集集中!

今までの自分を変えてみませんか?

(実在する偽装サークルの募集案内に基づいて当庁作成)

お問い合わせありがとうございます。将来が不安な気持ちよく分かります。よろしければサークルの説明会をオンラインで開催します。ご都合の良い日はありますか?

土日であれば空いています。

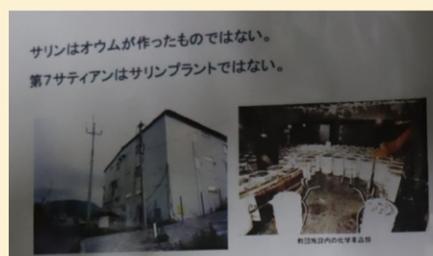
では、●日の●時はいかがですか?当日、ミーティングのIDとパスワードをお送りします。〇〇さんのお話たくさん聞かせてください。楽しみにしています。

(実際のやり取りに基づいて当庁作成)

第2段階

勉強会を重ねて人間関係を構築

- 勉強会では、**構成員が団体名を秘匿した状態で、講師役やその補佐役、サークルの会員役などとして登場し、ヨガや心理学などの講義や質疑応答、雑談を通じて、勧誘対象者との距離感を縮めていく。また、勧誘対象者の悩みを聞き出し、相談に応じる**などして人間関係を構築する。
- 勉強会の内容については、次第に宗教や精神世界に関するものに移行していき、麻原の名前を出さずにその教えの内容を一般的なものとして解説する。そして、人間関係が一定程度熟してきたところで、**地下鉄サリン事件などはオウム真理教以外の者による陰謀である**と説明するなどしながら、勧誘対象者が団体に対する抵抗感を持たないように誘導する。
- 国内外の様々な分野の有名人の名前を挙げながら「〇〇(名前)を信用できますか?」と質問を繰り返し、その中で「麻原彰晃を信用できますか?」と麻原の名前を出すことで、**勧誘対象者の麻原に対する抵抗感の有無**をうかがうケースも見られる。



「Aleph」の施設に対する立入検査で確認した勧誘用とみられる資料

第3段階

団体名を明かして入会へ

- 人間関係が構築され、団体に対する抵抗感が見られず、入会に応じるだろうと判断した段階で、勧誘対象者に団体名を明かして入会を促す。
- この際、勧誘対象者が動揺するなどし、入会の意思を示さない場合、「**今まで学んできたことが無駄になる**」と強い口調で詰め寄るなどして、勧誘対象者にとって断りづらい精神状態や環境に追い込んで入会させる。

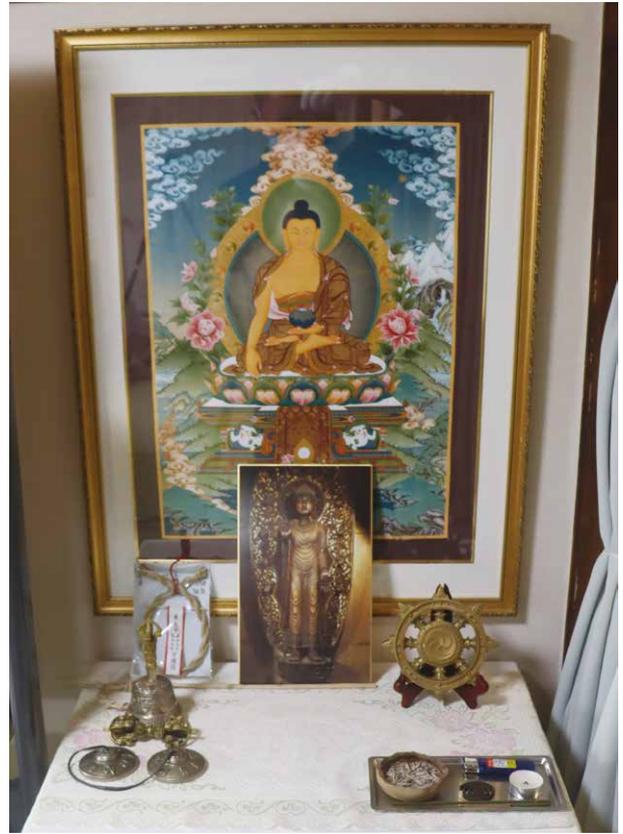
3

“麻原隠し”を継続しつつも 麻原の影響下にあることに変化のない上祐派

上祐派は、上祐史浩が、トークイベント等を利用し、「現在は、『ひかりの輪』として、宗教としてではなく、心理学、仏教哲学の学習教室をしている」（1月）、「麻原から脱却していこうと、教団を脱会、独立した」（9月）などと、麻原からの脱却をアピールした。

その一方で、麻原を投影した仏画などを施設内に掲示し続けたほか、年3回開催した「集中セミナー」（1月、5月、8月）等において、麻原が重要なものと主張したヨーガ行法を行ったり、上祐が、地下鉄サリン事件以前における修行体験について発言したりするなどした。また、かつて、上祐派が“麻原ゆかりの地”と位置付け、麻原と深い関係が認められる神社仏閣等を訪問する「聖地巡り」を繰り返し実施した。

こうした活動状況から、上祐派は、麻原の影響力を払拭したかのように装う“麻原隠し”の取組を継続していると認められ、依然として、麻原の影響下にあるという実態に変化はない。



南烏山施設の立入検査で確認した仏画（8月）